

## 第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに 環境影響の調査、予測及び評価の結果



## 第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに 環境影響の調査、予測及び評価の結果

本事業は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づく環境配慮計画書手続きを平成31年2月に実施している。

複数案は、供用時の影響に関して、施設配置に関する複数案（A案、B案）及び煙突高さに関する複数案（①案、②案）とし、これに基づき大気質、悪臭、騒音、振動、電波、日照、緑化地、都市景観の項目について検討を行った。また、この中で大気質、都市景観については、事業の特性や地域の特性から重要な項目とし、詳細な検討を行っている。

環境配慮計画書で示した複数案に関する環境影響について、総合的に評価した結果を次ページ以降に示す。



1 予測・評価の結果

重点項目	環境要素		保全目標	施設配置 A案 現況と同様		施設配置 B案 現況から反時計回りに90度回転		必要となる環境配慮事項					
				A-① 煙突高さ100m	A-② 煙突高さ130m	B-① 煙突高さ100m	B-② 煙突高さ130m						
✓	大気	大気質	排出ガスの排出による影響 汚染物質の排出が抑制されていること	【保全目標との対比】 既存の堤根処理センターよりもさらに厳しい値を自主基準値として定め、これを遵守することにより排出量を可能な限り抑制する計画であり、過去の類似事例（橋処理センター）での予測結果から、現況の大気質濃度に対する排出ガスの排出による影響は小さいと予測されることから、汚染物質の排出が抑制されているものと評価する。				汚染物質の排出を抑制するため、排出ガスは、最新の排ガス処理設備の設置等により、既存の堤根処理センターよりもさらに厳しい値を自主基準値として定め、これを遵守することにより、排出量を可能な限り抑制するなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。					
				【煙突高さ①案、②案】 最大着地濃度と最大着地濃度出現距離の影響が相反する関係となることから、大気質への影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。		【煙突高さ①案、②案】 同左				【煙突高さ①案、②案】 最大着地濃度と最大着地濃度出現距離の影響が相反する関係となることから、大気質への影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。			
				最大着地濃度 1		0.69				A-①と同じ		A-②と同じ	
				最大着地濃度出現距離 1		1.20				A-①と同じ		A-②と同じ	
				※煙突高さ100mの場合を1としたときの比						□		□	
	悪臭	悪臭	ごみ焼却処理施設の稼働、廃棄物（一般ごみ）の貯留による影響 悪臭物質の排出による影響が抑制されていること	【保全目標との対比】 敷地境界において悪臭の規制基準を遵守する計画であり、既存施設と同等以上の措置を講じる計画であり、ごみ焼却処理施設の稼働及び廃棄物の貯留に伴う臭気が周辺に著しい影響を及ぼすことはないものと予測されることから、悪臭物質の排出による影響が抑制されていると評価する。				悪臭物質の排出による影響を抑制するため、投入ステージの出入口には、エアーカーテン及び自動扉を設置し臭気の流出を防止するなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。					
				【施設配置A案、B案】 A案の方が最寄りの住宅地までの距離を確保できることから、より環境に配慮した案であると評価する。		【施設配置A案、B案】 同左							
				○		△							
	騒音・振動	騒音	ごみ焼却処理施設の稼働による影響 騒音の影響が抑制されていること	【保全目標との対比】 敷地境界において騒音の規制基準を遵守する計画であり、既存施設と同等以上の対策を講じることにより、ごみ焼却処理施設の稼働に伴う騒音が周辺に著しい影響を及ぼすことはないものと予測されることから、騒音の影響が抑制されているものと評価する。				騒音の影響を抑制するため、騒音の発生源となる設備は、基本的に屋内へ設置し、機器類は低騒音型の機器の採用に努めるなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。					
				【施設配置A案、B案】 各案とも敷地境界において規制基準を遵守するよう適切な対策を講じる計画であることから、騒音の影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。		【施設配置A案、B案】 同左							
				□		□							
	騒音・振動	振動	ごみ焼却処理施設の稼働による影響 振動の影響が抑制されていること	【保全目標との対比】 敷地境界において振動の規制基準を遵守する計画であり、既存施設と同等以上の対策を講じることにより、ごみ焼却処理施設の稼働に伴う振動が周辺に著しい影響を及ぼすことはないものと予測されることから、振動の影響が抑制されているものと評価する。				振動の影響を抑制するため、振動の発生源となる大型の送風機や蒸気タービン発電機等は基礎構造を強固にするなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。					
				【施設配置A案、B案】 各案とも敷地境界において規制基準を遵守するよう適切な対策を講じる計画であることから、振動の影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。		【施設配置A案、B案】 同左							
				□		□							

注) 評価の指標 ○：他の計画案に比べ優れている。 △：他の計画案に比べ劣っている。 □：他の計画案と同等である。



重点項目	環境要素	保全目標	施設配置 A案 現況と同様		施設配置 B案 現況から反時計回りに90度回転		必要となる環境配慮事項	
			A-① 煙突高さ100m	A-② 煙突高さ130m	B-① 煙突高さ100m	B-② 煙突高さ130m		
建造物影響	電波	良好な画像が保たれていること	<p>【保全目標との対比】 建築物等の存在による影響について、いずれの対象計画案についてもテレビ受信障害が発生する可能性があるものの、計画施設において障害エリアとなる範囲はごく小さいと予測され、さらに、障害が発生した場合でも、建築物における対策や受信設備等改善による対策を講じることから、良好な画像が保たれるものと評価する。</p>				<p>テレビ受信障害が発生する可能性がある場合には、建物の形状の配慮など建築物における対策や、個別アンテナ対策や共同受信施設の設置など受信設備等改善による対策をするなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。</p>	
			<p>【施設配置A案、B案】 各案とも、テレビ受信障害が発生する可能性がある場合には、建物の形状の配慮など建築物における対策や、個別アンテナ対策や共同受信施設の設置など受信設備等改善による対策を講じる計画であることから、テレビ受信障害の影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。</p>		<p>【施設配置A案、B案】 同左</p>		□	
			□			□		
			<p>【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較してテレビ受信障害が発生する可能性がより大きくなると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。</p>	<p>【煙突高さ①案、②案】 同左</p>	<p>【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較してテレビ受信障害が発生する可能性がより大きくなると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。</p>	<p>【煙突高さ①案、②案】 同左</p>		
			○	△	○	△		
建造物影響	日照	住環境に著しい影響が生じていないこと	<p>【保全目標との対比】 いずれの対象計画案についても計画建物による日影が発生するものの、建築基準法に基づく日影規制を踏まえ、可能な範囲で日影の影響が小さくなるよう建物等の配置、形状、高さ等について検討していくことから、住環境に著しい影響が生じることはないものと評価する。</p>				<p>建築基準法に基づく日影規制を踏まえ、可能な範囲で日影の影響が小さくなるよう建物等の配置、形状、高さ等について検討するなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。</p>	
			<p>【施設配置A案、B案】 1時間以上日影となる面積はA案の方が広く、2時間以上及び3時間以上日影となる面積はB案の方が広くなると予測され、日照の影響に関して、他の対象計画案に対する優位な差はみられないものと評価する。</p>		<p>【施設配置A案、B案】 同左</p>		□	
			□			□		
			<p>【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較して影響範囲が広がると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。</p>	<p>【煙突高さ①案、②案】 同左</p>	<p>【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較して影響範囲が広がると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。</p>	<p>【煙突高さ①案、②案】 同左</p>		
			○	△	○	△		

注) 評価の指標 ○:他の計画案に比べ優れている。 △:他の計画案に比べ劣っている。 □:他の計画案と同等である。



重点項目	環境要素		保全目標	施設配置 A案 現況と同様		施設配置 B案 現況から反時計回りに90度回転		必要となる環境配慮事項
				A-① 煙突高さ100m	A-② 煙突高さ130m	B-① 煙突高さ100m	B-② 煙突高さ130m	
緑	緑地	緑の回復育成	緑化が進み、適切に管理されていること	【保全目標との対比】 いずれの対象計画案についても必要な緑被率（25%以上）を確保し、樹種については、周辺環境との連続性に配慮する計画であることから、緑化が進み、適切に管理されているものと評価する。				植栽樹種は計画地内の既存の緑化地や計画地北西側から南西側のグリーンベルト等で良好に生育している樹木を選定するなど、周辺環境との連続性を考慮し、調和した緑の創造に配慮するなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。
				【施設配置A案、B案】 A案に比べB案の方が、ごみ焼却処理施設がある堤根敷地側の西側から南側にかけて、まとまった緑化地を確保できることから、より環境に配慮した案であると評価する。		【施設配置A案、B案】 同左		
				△		○		
都市アメニティ	都市景観	建築物等の存在に伴う影響	周辺環境との調和を保つこと	【保全目標との対比】 既存の堤根処理センターを更新するものであり、地域景観の特性の変化は少ないものと予測され、周辺環境との調和は保たれるものと評価する。				周辺環境と調和のとれた景観とするため、地域の景観特性、周辺の土地利用状況や地域の景観形成に関する方針、「公共スペース景観形成ガイドライン」等を踏まえ、建物の配置、規模、形状等に配慮する。また、計画建物の色彩は、川崎市景観計画の基本となる色彩を採用し、周辺環境に溶け込むデザインとするなど、いずれの案も共通の環境配慮事項となる。
				【施設配置A案、B案】 B案では最寄りの住宅地付近（地点1、地点2）からの眺望景観が大きく変化すると予測されることから、A案の方がより環境に配慮した案であると評価する。		【施設配置A案、B案】 同左		
				○		△		
				【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較して視認される部分が大きくなると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。	【煙突高さ①案、②案】 同左	【煙突高さ①案、②案】 煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較して視認される部分が大きくなると予測され、①案の方がより環境に配慮した案であると評価する。	【煙突高さ①案、②案】 同左	
				○		△		

注) 評価の指標 ○：他の計画案に比べ優れている。 △：他の計画案に比べ劣っている。 □：他の計画案と同等である。



## 2 総合評価及び必要となる配慮事項

### (1) 計画の概要

計画の概要	名称：堤根処理センター整備事業
	種類：廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為） ※既存の堤根処理センターの建替事業である。
	区域面積：約 26,000m <sup>2</sup>
	処理能力：540 t / 24 h（180t/24 h × 3 系列）

### (2) 複数案の比較

重点項目	環境要素		施設配置		煙突高さ		
			A案 (現況と同様)	B案 (現況から反時計回りに90度回転)	①案 (100m)	②案 (130m)	
✓	大気	大気質	—		□	□	各対象計画案に優位な差はみられない。
	悪臭	悪臭	○	△	—		
	騒音・振動	騒音	□	□	—		各対象計画案に優位な差はみられない。
		振動	□	□	—		
	建造物影響	電波	□	□	○	△	煙突高さ及び煙突幅の大きい②案は、①案と比較してテレビ受信障害が発生する可能性がより大きくなる。
		日照	□	□	○	△	
	緑	緑化地	△	○	—		B案の方が、ごみ焼却処理施設がある堤根敷地側にまとまった緑化地を確保できる。
✓	都市アメニティ	都市景観	○	△	○	△	

注) 評価の指標 ○：他の計画案に比べ優れている。 △：他の計画案に比べ劣っている。  
□：他の計画案と同等である。

### (3) 総合評価

施設配置に関する複数案	煙突高さに関する複数案
いずれの案もすべての項目で環境保全目標を満足するものと評価する。 環境面の検討では、悪臭及び都市景観の観点からはA案の方が、緑化地の観点からはB案の方がより環境に配慮した案となる。 今後の検討にあたっては、社会面・経済面も考慮し、より環境に配慮した計画とする。	いずれの案もすべての項目で環境保全目標を満足するものと評価する。 環境面の検討では、電波、日照及び都市景観の観点からは①案の方がより環境に配慮した案となる。 今後の検討にあたっては、社会面・経済面も考慮し、より環境に配慮した計画とする。

